

令和元年度 第5回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年12月19日（木）午後1時30分～  
 ところ 犬山市役所 2階 203会議室  
 出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、  
 桑原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、  
 玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、  
 宮本委員  
 事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長  
 水野保険年金課課長補佐、  
 今峰保険年金課主査

◆議事

河合課長

本日は、年の瀬も押し迫った師走の慌ただしい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから元年度の第5回目になります国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

はじめに会長からご挨拶いただきたいと思います。

久世会長

お忙しい中、みなさん、今日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。インフルエンザも流行ってきて、体調もすぐれない方がもしかしたらいらっしゃるかも知れませんが、今後ともお気をつけいただきたいと思います。

今日は、いよいよ市長から諮問を受けております税率の改定の答申の案を詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合課長

出席者のご報告です。桑原先生、木村先生と薬剤師の原先生は、お昼を過ぎても患者さんの診療が続いているということで、少し遅れていらっしゃるという連絡をいただいております。なお、規則第5条の協議会成立要件につきましては満たしていますので、よろしく願いしたいと思います。

—資料の確認—

それでは、会議に入らせていただきたく思います。議長は規則第3条により会長が務めることになっておりますので、引き続き久世会長、よろしく願いいたします。

久世会長

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。被保険者代表の日比野委員さん、お願いします。歯科医代表の吉田先生、お願いします。

では、議事に移ります。議題1「税率改定と市独自の激変緩和策について」です。先回、委員からのご意見として、「県の剰余金がすべて使われないことで、負担が一時的に上昇する」という指摘がありました。3分の1、3分の2というものです。このため、先回の会議後に公益代表4人で、改めて議論を行いまして、県の剰余金をすべて活用した場合のシミュレーションを事務局に要望しましたので、まず、その報告をお願いします。

市議会の一般質問の中で、岡村議員から国民健康保険の健康事業である「脳検診助成事業」について取り上げられましたので、「脳検診」についても事務局から報告をお願いします。

河合課長

では、「脳検診」のほうから、お話をさせていただきたいと思います。

初めての方もいらっしゃいますので、どんなことをやっているかというところですが、平成14年度から、40才以上の加入者を対象に少し簡単な脳ドックであります脳検診に対して助成をしております。やり方ですけれども、年度当初に希望者を受け付けまして、定員を超えた場合は公開抽選により、助成する方の決定をしております。現在の定員は600人でございます。決定をしましたら、検診が可能な市内2ヶ所の医療機関の中央病院とせぼね病院のどちらかで検診を受けていただいて、受けていただいた後に費用の半分にあたります15,000円を補助するという事業となっております。過去の実績が表の下に書いてございます。当初は定員100人から始めまして、そこそこ皆さんにお受けいただいていたのですが、平成21年度ぐらいから急速に希望される方が増えまして、一時は倍率が7倍というような時期もございましたが、当時は中央病院しかございませんでしたので、なかなか一度に枠が増やせないということで、1年に50人ぐらいずつ枠を増やして、27年ぐらいまでには400人ぐらいまで増やしましたが、それでも倍率が5倍というような時期もございまして、平成30年度からせぼね病院が新たに犬山市内にできまして、脳検診ができるということでございましたので、そのキャパシティである200人を増やし、30年度から600人とさせていただいています。それで、大分落ち着いて、倍率が2倍台になっております。今年度は、応募がほぼ2倍のところまで落ち着いてきました。一応、答弁として、「応募者数も倍率も推移から見ると落ち着いておりますので、この数年でだいたい受給バランスが取れるかどうかを見させていただきたい」というお話と、今日はたまたま医師の方が今、おみえにならないのですが、医療的な見地から特定検診を受けていただいた方で、特にこういう脳の関係の危険性のリスクが高い方から優先順位をつけて、受診をしていただいたほうがいいのではないかというご意見も昔、いただいたことがありますので、そういったことについても研究を同時に進めていきたいと考えているという答弁をさせていただきます。こういう方向性でいいのかなということで、お聞きしたいというところと、保険税を原資にこの事業をやらせていただいておりますので、わずかとはいえ「増やす」ということは、保険税の負担に跳ね返ることがございますので、そういったところも併せて少しご協議いただければなと思います。

続きまして、先ほどの要望を受けてお作りしたものの説明をさせていただきたいと思います。

まず、「資料3改」というものでございます。先回、愛知県の仮算定の納付金額の説明をいたしました。それが1つ右に移って、「今年度仮算定結果」というところですが、これに先ほどの「県の剰余金、全額の約75億円を投入した場合、どのようになるか」というものを比較で付けさせていただきました。上のほうにあります太枠「昨年度納付金の剰余金」が先回は2,489,659,000円でしたが、その3倍に当たります7,468,977,000円を入れるとどういうふうに式が変わってくるというところですが、これによりまして、矢印の下ですが、医療分の納付金の元となる金額の差を見ていただければわかりますが、46,595,420円下がるという結果になります。その他の加減算は変わりませんので、この式が一番下⑭の「県への納付金」

のほうに降りてまいりまして、結果的に46,595,420円が納付金として安くなったという結果になりましたので、だいたい5,000万円弱、納付金が減りましたという形でございます。この間のように順を追っていきますが、次は「資料4改」でございます。前回、納付金額から犬山市の国保を運営していくに当たって、足すもの、補助金として減額されるものを計算したものだというお話をいたしました。それと同じ計算を右の納付金額を安くしてやっていきますと、一番下の「実際に課税すべき総額」は、約15億円で済むということがわかりました。先回の同じ表を付けてありますが、1,549,970,000円ということで、だいたい15億5,000万円でしたので、やはり5,000万円分、課税すべき保険税が減ったという形になります。

次が「資料5改」ですけれども、それをもとにこの間の表から令和2年の必要額を15億5,000万円から15億円に置き換えました。そうしますと、令和2年度だけは上昇率を1パーセント抑えて、104パーセントにすることができるという結果となっております。もちろん、実際15億円で済むわけではございませんので、基金などで補てんする額は5,000万円増えるということではありますけれども、先回のお話で国保のみなさんのせいではないというところを考えますと、こういう式が成り立つのではないかとこのところ、作らせていただきました。

以下、資料の6改でこの間と同じように4パーセント増加させるために税率のどこをいじるかということですが、先回のご意見などを踏まえて、応益応能のお話がずっとあったかと思いますが、これを1割も上げるとなると更に議論が必要だと思いますが、4パーセントの増でおさまっているというところから、所得割だけを増加させることによって、この金額を賄うという方法を取らせていただきますと、医療保険分を5.7パーセントに、後期支援分を2.35パーセントに、介護分を1.61パーセントにそれぞれ差が載っておりますが、合計でだいたい0.68パーセント、率を上げることによって、この4パーセント増がだいたい達成できるというふうに考えております。

また、「資料7改」の表ですが、前回の5パーセントから今回の4パーセントに置き換えた場合、どのように負担が増えるかというところです。前回の5パーセントよりは、全体にももちろん、みなさんの増加率は下がりました。前回のご説明通り、一番上、総所得が33万円以下の課税所得がゼロの方については、所得割だけを変えていますので、増減はありません。増税はありません。非常にお金のある方、限度額になる下のほうの方についても変動はございません。トレンドは変わってなくて、それ以外の5割、2割の軽減がかかる方、それからその少し先の100万円ぐらいの方までは、1人でいきますと、3.5パーセント増ですから、平均の4パーセントよりは低い推移でいけますが、それ以降は4パーセントの平均を超えて増加が大きく、所得の限度額少し手前の方が一番大きく7パーセント近くになってしまうという方も存在はするということでございます。このようなトレンドであるというところで、ご協議いただければと思います。

久世会長

「脳検診」のことで、「税率改定」のことの2つ説明がございましたので、一つずついきたいと思いますが、「脳検診」について、先生方、今、事務局の説明のところが終わってしまいましたが、資料を1つめくっていただいて、「脳検診助成事業」。これは市議会のほうで提案があって、こちらで議論をとということになってい

ますが、これと、「税率改定」で、県が取り過ぎていた分の3分の1は返還となったけれども、3分の2は県に保留されたままだと。その分が仮に全額、基金なり一般会計なりで補てんがされた場合に税率がどうなるかというシミュレーションが後ろの方に載っているという状況です。

まず、「脳検診事業について」ですが、何かご意見はございますでしょうか。

玉置委員

私も脳検診は受けたことがあります。やはり少し頭痛が気になるなという年になってきたので。確かに応募者数が1,277人ということは、それだけ不安に思ってみえる市民の方がいるのだなという中で、定員が600人。先ほど保険のほうでこれを賄っているということで、人数が増えれば、その分加入者の負担が増えるというところも非常に苦しいところでした。

先生方にお聞きしたいのですが、やはりこれは毎年受けるべきものなのかどうなのか。

例えば、今年受けた人は、来年は少し我慢をして、当たってない人を優先してあげたほうがいいのかと。例えば、AさんとBさんがいて、抽選でAさんは2年当たったけど、Bさんは2年連続で外れたという場合は、やはりシャッフルして当てたほうが、2年受けないよりは、1年おきのほうがいいのかなど。

桑原委員

一人ひとりアンケートをとると、不安に思っている方が多いので、毎年受けたほうがやはりいいかなと。ただ、言われるようにまんべんなく平等に受けられることということなら、毎年やるということではなくて1年おきで、1回やった方は次回待っていただくという形のほうが不公平さはないかもしれません。

玉置委員

というのは、数字を見ると応募者が1,200人ぐらいで定員が600人と2倍ぐらいです。毎年やるということではなくて、抽選に漏れた方に優先的に僕はやらしてもらったほうが、今先生が言われたように、公平・平等性を考えるとそうなのかなと。システムのどうなのかと思いますが。

河合課長

システム的には手でやっているもので、問題はないと思います。ただ、以前、先生方から伺った時には、「やるに越したことはないけれども、そんなに脳の状態は変わらないので、毎年は必要がないんじゃないか」というご意見が逆にありまして、経費対効果を見ると3年から5年に1回でもいいのではないかとというご意見をいただいたことがございます。その他に、やはり検診を受けるのが大切なことから、特定検診を受けて、その中のこういう項目がこのぐらい高い人は、その危険性が高いので、そういう人を優先的に受けて、もっと効果を上げていったほうがいいのではないかとご意見も昨年度の委員の医師の先生方から確かいただいたと思います。少し継続的にこの辺りの後者の部分は先生方を交えて来年度以降も検討できればいいなと思っています。

桑原委員

検診の項目が最近少し変わって、例えばeGFRといって腎臓の機能の項目が出たのですが、実際の生活習慣病の中で、動脈硬化を起こしやすい方は、脳血管障害とか神経障害というのを起こすケースが高くなるので、先ほど言われたように検診で少しチェックがかかった方を優先的に受けさせるのが一番いいですけど、そこまでの判断をするのは医師によってまちまちですし、それを集計でやる

うとすると、今の項目だけでは実は少し足りません。ですからまた項目を増やさなければならぬとなると、また大変なことになりますので、やはりさっき言った、脳のほうは3年から5年ぐらいでいいだろうという確かにそういうご意見もありますけれど、多分、一般の方に「脳検査をやりませよ」ということを言うと、皆さん不安になられるので、やはり「やりたい」という人が多くなります。そういう感じですかね。

宮本委員

先週ちょうど犬山市のまた別のところで、保健師さんのおられる場所に行きました。うちは結構市役所と合同で特定健診を実施しているのですが、犬山市とはやったことがなかったので、お話に行きましたが、1人当たりの定期健診の費用が1,000円かかるというところで、市によっては無料のところもあれば、500円のところもあって、そこはまちまちなのですが、受診率もそんなに高くないということをおっしゃっていたので、まずはそこを重視したほうが、この項目ももちろん大切ですが、思った以上にやられているので、その前にまずは特定健診が大事なのかな、費用を無料にできるのであれば、まず特定健診からあぶり出しをして、結果が悪い人に「脳検査を」という方法のほうの方が効率的というか、医療費に跳ね返ってくるのかなと思います。

河合課長

今のようなお話もございまして、まず「特定健診の費用負担があるか、ないか」ということに関しても健康部門の委員会も、こちらのほうでも賛否両論で今、半々の状況です。特定健診の受診率が犬山市は、始めた頃は大変良かったのですが、高齢化が進んで、健診を受ける方がどんどん後期高齢のほうへ移ってしまいまして、残った国保の方の受診率がだんだんジリ貧になってきて、色々やっているのにもかかわらず、下がってきてしまって、後期高齢は逆に何もしていないのに上がっていくという状況になってきています。保健師は受診率に対してはもっと向上させるべきだということで危機感を持っています。

久世会長

年代別の受診率とかはありますか。

河合課長

はい。それも調べまして、若い方の受診率が圧倒的に悪い。そこで少し実証実験的に今年40才で初めて検診を受ける方を無料にさせていただいています。結果はまだご報告できませんが、それが非常にインセンティブになるのであれば、無料化も考えていく必要があるのかなということを実験をしているところです。

久世会長

他にご意見がありましたら。ここで結論を、というわけではないので、ざっくばらんに。よろしいですか。

では、もう一つの「税率改定」のほうで、またご意見を伺いたいと思います。

玉置委員

県の余剰金の話は前回僕のほうから打診させていただいて、やはりプールしてあるのであれば、それを市民の方というか国保の方に還元できないのか。その部分は市が一時的に立て替え払いをするというほうが理にかなっているのではないかなと。また、負担していただく方にも納得をいただけるような気がするので、それを例えばまた補てんをしてもらおうということになると率的にも結構上がってくる部分があったので、今回、こういう試算を事務局にさせていただきましたけれど、僕はやはりあるべき姿かなと。残っている金額があったら、本当はドンと返すと

ということが普通でしょうけれども、県のルールで、そこに犬山市は代表者も出られないということだったので、意見も言えないということであれば、市が一時的にそれを立て替えて、5,000万円弱ですね。そのくらいを立て替えて、お金の出どころはもう少し協議をしなければいけないかも知れませんが、その部分については、こういう形でできればいきたいなと思います。

久世会長

論点としては、県にまだ残っている3分の2、税金を取り過ぎていた分を補てんするかどうか。というのがまず一つ。そのあとに、補てんするとすれば、では財源はどうするかというところで、今基金というものがあります。それを取り崩すのか、市の一般会計というところから持ってくるのか。法定外繰入という形にはなりますが。そういう形で持ってくるか。というところの二つの論点があります。

皆さんの意見として、まず5,000万円をなんらかの形で立て替えるというところで異論がもしありましたら、ご意見を。

その部分は皆さん共通で「いい」ということで、よろしいですか。

では、あとは「財源」ということになりますが。基金というのは、誰にでもわかる場所ですが、玉置委員の意見としては、基金は被保険者の貯金みたいなものだからそこから取り崩すのはあまり得策ではないということですか。

玉置委員

はい。色々な考え方があって、一般財源の中からそれを繰り入れるというパターンになると多分、法定外繰入になり得るのかなという気もしています。久世会長が言われたように、基金は元々、被保険者さんたちの貯めていたお金で、預貯金のようなものなので、そこを切り崩すのはどうかという不安な部分もあります。

事務局に聞きたいのは、一般会計からその部分を繰入れしたとして、前、国からもペナルティがあるというようなことを聞いた記憶がありましたが、その辺りはどうですか。例えば今回、一般財源の中から県の3月分の2の部分の4,600万円ぐらい繰入れをしたという時に何かありますか。

河合課長

これを決めるに当たって、市長にも意見を聞く機会がありましたので、その時に、県を通じてではなく、厚労省のほうに直接、聞いてくださいという話がありましたので、先日、確認を自ら取りました。一つ目として、何らかの形で一般会計の中からお金を入れた場合には、「これは国の禁止する法定外繰入に当たります」、「『後で返すからいいじゃないか』ということは通用しません。」というお返事でした。国は、そういう見解をとっていらっしゃる。

二つ目はこの間、岡委員のほうから情報が寄せられましたので、我々も報道では知っていましたが、その真意を国に直接聞いてみました。一応、報道どおりということで、私どもがもらう交付金がさっきの「特定健診の受診率がいい」とか「収納率がいい」とか色々なことでプラス・マイナスの点を付けて、補助金がもらえるという保険者努力支援制度というものができましたが、その中に来年度から、国の禁止する法定外繰入をやっていないとプラス30点だったかもらえます。その反対に繰入れて赤字解消しているところはマイナス30点しますという、それは確実に来年度「強い意思をもって国としてはやりますよ」という返事でございました。

河合課長

犬山市換算ですと、たまたま30年度だと1点が61,000円になったかと記憶していますので、繰入れてしまうと、両方で60点ぐらいのマイナスになるのと一緒のことなので、60点×61,000円で計算しましたが、366万円損をするかたちになります。

丸山委員

私も先ほど出たような形で基金を使うべきではないと最初思っていました、やはり聞いていると5,000万円を市税のほうから出すことにすると、財政が苦しい状態で、例えば道路とかそういうところに充てるべきお金を下げて一時的に国保のために使っているのかということもあるので、やはり私は、不本意ですけども、基金を使うのも仕方がないのかなというふうなふうに今、思います。

長野委員

基金を使った場合、ペナルティはあるのですか？

河合課長

一応、先ほどおっしゃったように「国保の人たちが集めた貯金だ」という解釈です、そこから使う分にはペナルティはございません。

久世会長

今も大分補てんはしているわけですね。

河合課長

そうです。実際、ここの表にもあるように、段階的に上げていかないと大変なので、そのために国保にある今までの基金を少しずつ入れながら、なだらかに上げていきましょうということですので、そこについては国も認めているというところですよ。

長野委員

基金を使って、今回は補てんして、次年度、補てんした分を返すような形をとれば、基金に影響はないように思いますが、いかがでしょうか。

河合課長

そうだと思っております。

お家でいうと、定期預金を一旦、急場が苦しいので今年、使いました。だけど来年と再来年で、それを半分ずつ、県側から戻ってくる分だけ返しますということですから。損をすることはないと思います。

玉置委員

今、厚労省に確認していただいて、ペナルティがポイント制でマイナスになっていくという話があると、僕もそこまで一般会計の繰り入れはそんなにこだわらないです。現状でも厳しい財政の中で、またそこでマイナスポイントがついて400万円ぐらいマイナスしてしまうということであれば、今、長野委員が言われたように「また元に戻るのだから」という考えでいけば、「基金やむを得なし」というふうに思います。

久世会長

ご意見、いかがでしょうか。 よろしいですか。

では、「答申案」の説明に入りましょうか。

今の議論を踏まえて、最後のページの「答申案」というところに入っていきます。

事務局

—「答申案」の朗読—

久世会長

ポイントは幾つかありますが、まず、負担の割合、負担を上げる分を4パーセントに「抑制」という表現になっています。本来、もう少し上げなければいけないところを、県に預けっ放しのお金を活用して、4パーセントに抑制するということが1点です。では、その財源はどうするのかということで、ここのたたき台では「一般会計より」となっていますけれども、今の議論を踏まえて、「基金より」となるのか、もう少しマイルドな書き方にするのか、その表現を「一般会計にこだわらない」という議論でしたので、そういう表現に変えようかな、というところです。それで、「どこを上げるのか」というところで、下の表の中の所得割の部分。均等割と平等割は触らずに、所得割だけを上げることで、応能応益負担を5.5対4.5でしたか、応能のほうに寄っていくということです。今までの議論を踏まえて、そうすることが望ましいのではないかというような感じです。あとは、賦課限度額を基礎課税分のところを、3万円引き上げる。これは国の法定の限度額に沿って上げるということです。ポイントとしてはだいたいその通りで、6番目のところは、岡委員から提案のあったお子さんについては、「人頭税のみたいものだ」ということで、「減免ができれば」ということですが、技術的にかなり難しいところもあるということもあって、来年度に向けても引き続き検討をしていくというのが答申になってきます。では、何かご意見はございますでしょうか。

岡委員

はい。1番の最後の行の「一般会計または基金より補てんする」という形に軟化してもいいのかなど。

それから5番ですけれども、最後のところに「毎年税率等を検討する。」という表現になっていますが、毎年やるのは検討だけだということですが、基本的には税率を変える場合は、「市長の諮問に応じて答申する」という形をとっていますので、「毎年」を削って、「必要に応じ」でいいのではないかなど。「毎年」と入れると毎年税率を上げるような。「毎年」はいらないと思う。基本的には諮問に応じて検討に入っているわけですから、その辺りの表現は少し変えてほしいなど。

それから6番は、「今後も幅広く検討する。」ということは、「何もしない」ということだと。それで、僕の希望ですが、読み上げます。『子育て支援、保険制度間の格差解消のため、18歳以下の子どもの均等割の負担軽減については、税の減免に替わる助成制度を検討の上、できる限り早期に実施する』。均等割の負担軽減をやろうということで、「均等割の負担軽減で、税の軽減・減免はできない」ということだったので、それに代わる助成制度で、子どもの均等割部分を負担していくことに、例え2割でも4割でも助成するという制度を早期に作って欲しい、作るべきだという表現です。

河合課長

議論はお聞きしました。まず、1つ目の「補てん財源について」は、ありがとうございます。

それから「毎年検討する」を入れているのは、毎年上げたいとかという意味ではなくて、これまでの議論の中で、この資料5でも「段階的に値上げをしていかなければいけない」という議論のもと、今回、4パーセントが決まっております、3、4、5は、これによりますと5パーセントずつ上げていかなければならないという認識ですので、「必ず上げる」というつもりではなく、「毎年、立ち止まってちゃん



と検討はしていただかない」という意味での「毎年」でございます。他意はございません。

最後の「幅広く」ということは、この間、「単なる国保の枠だけではできないかも知れないので、もっと幅広く子育て支援という立場から、それこそ一般会計の中であったり、色々な助成のあり方はあるのではないか」というご意見が出ていたかと思しますので、「単に国保の枠にとどまらない」という意味も含めて「幅広く」と書かせていただいたもので、「やらないよ」というつもりで書いているものではないのですが、ニュアンスをお伝えして、また皆さんでご協議いただければと。岡委員のものは、かなり前向きに書かれていますので。

久世会長

では、一つずつですけれども、今、ご提案のあった1番から。

長野委員

すみません。1番の『その部分は本来加入者の負担ではなく、一般会計より補てんすることが望ましいと考える』ということは、先ほどの話し合いの経過からして、必要ないのではないか、削ってもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

玉置委員

ぼやかすために「市の財源」とか。「一般会計」と入れてしまうと、国が見た時に「一般会計と書いてある」という話にもなりかねない。「他の財源から」に。

岡委員

「他の財源」がいいですね。「加入者の負担によらない」ということを強調したほうがいいと思います。

玉置委員

「基金」と書いてしまってもいいかも知れないですが。

河合課長

「本来、加入者の負担に帰すべきではない」とか、そういう切り方で、財源についてまでは触れないということで。

玉置委員

そっちのほうがいいですね。

河合課長

それから、申し訳ありません。前文の終わりから2行目ですけれども、『負担増を各階層、とりわけ低所得者』と書いてしまいましたが、『各階層』ではなくて、今回は低所得者に対する増加が低く抑えられていますので、『負担増を各階層、とりわけ』は、すみません。私を取りこぼして残してしまいましたかも知れませんが、ここは取ったほうがいいのかと思っています。

玉置委員

要りませんね。

久世会長

『この税率については、』から。

岡委員

『とりわけ』の部分を抜いたほうが。

河合課長

そうですね。『この税率については、低所得者に対する増加を低く抑えるため、所得割のみを改定し、』です。

久世会長

下の『記』の中の1番のところ、2行目の後ろのほうの『加入者の責によらない負担増がないようにする。』という文章を変えるということで、その後の部分は必要ないということですね。

「せき」が良くわからない。「加入者の負担にならないようにして欲しい」ということです。『一検討し、加入者の負担ではなく、他の財源により補てんすることが望ましいと考える。』。それが一番シンプルですね。

久世会長

それから下のほうにいきまして、5番目のところです。『令和2年度の負担増加率は4%とする』だけでいい気がしますが。その後は要りますか。

岡委員

もともと必要に応じて、市長が諮問して、その上で議論が始まっているわけですから、「必要に応じて議論をしている」わけです。この運営協議会の責務がそこにあるわけですから、全然いらぬという文章だと。『4%とする』で。

久世会長

5番目は、『令和2年度の負担増加率は4%とする。』と。その後は削除ということですね。

それから6番目のところですが、岡委員は、かなり前向きな表現ですが、いかがでしょうか。

今の段階では、まだ言い過ぎのような気がしますが。

岡委員

18歳以下の子どもの均等割を減免する自治体が増えてきているわけで、市長自身も県の市長会で、「これは如何なものか」ということで意見書の発案者になっています。そういう中で、やはり子どもの均等割を軽減していこうという動きの中で、犬山市で検討に入ったら、コンピューターのソフトが、軽減をやっている自治体は全部それができる系列で、犬山市はシステム上、それはできないということの中で、子どもの均等割の軽減をダイレクトにやるのは不可能に近いということの中で、ダイレクトに子どもの均等割の軽減の検討に入れたい。だったらそれに代わる代替措置を。やはり矛盾する税の集め方に対してそれを是正していくことで、幅広くでなくて、やはりその矛盾点を変えていくための代替措置としての税の減免に代わる助成制度を検討していこうというのが、僕は議論の中心だっただけだと思っていますし、検討だったら、いつまでも検討するということになってしまうので、検討の上で、やはり早期に実現していくということが目標ではないかということで提案のような文章になったのですが、僕は「幅広く」というのは、全く趣旨が違うなど。一般会計の中で子育て支援で、幅広くそういう助成制度を設けるといっては、それはまた別問題だと。一番の問題は、子どもの均等割を大人と同じように、「オギャー」と生まれた瞬間から税金を取り立てるといって人頭税的な、非近代的な税制というのは、僕は他にないと思うので、これをやはり縮小をしていく方向に、いち早く打ち出すべきだというふうなふうに思うので、そういう表現にしました。是非、少なくとも一歩を踏み出すという、今は全く減免がありませんが、子どもの均等割を全くなくしたところとか、半分になっているところとか、均等割を縮小していく方向に、例え2割でも、3割でもその分を縮小していこうという動きを犬山市からアピールしていかないといけないのではないかなと思っています。2割ですと、たかだかと言っただけではないけれども、財源的には600万くらい。

岡委員

ですから、そういう方向を示すということが、僕は大事だと思っています。例えば2割でも、先ず第一歩を踏み出すという方向性を前向きに示すということが大事ではないかということで、少し踏み込んだ表現にしましたけれども。一番矛盾している税制の在り様を是正していくということですので、その辺り、ご理解、ご協力をいただきたいと思っています。

久世会長

まず、諮問を受けた答申という形なので。税率改定の答申です。だから、それ以外のところをこういう形ではなくて、別の要望書とかのほうは形としてはスッキリすると思いますけれども。例えば税率改定の中で、そういう議論をしていって、「確かにそういう趣旨はわかる」と。だけど、例えば「他の子育て施策のほうで対応を」という場合は、税率改定ではないような話になってしまうので、答申にはそぐわないのではないかなという気がしますが。ですから、またその点は、今の岡委員の説明はわかるところもあるし、「もう少し調べたい」と思うところもあります。全国でやっているところが幾つあるか。何割軽減のところがあるのか。ではそのシステムはどうだ。システムが無いところはどうやっているのかということも少し検証したいところではあるので、もう少しそこは時間をいただきたいというふうに会長としては思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

玉置委員

今、久世会長が言われたように、この答申について我々が求められたという部分については、やはり来年度の税率改定について、ここは議論してきて、その副産物というか、その中で岡委員のほうはこういう指摘をされているということは、また別立てで、僕はやったほうが、より鮮明になるのかなと思います。

岡委員

諮問のことを少し確認して欲しいと思いますが、「税率等」と入ってないですか。

河合課長

はい。『等』は我々サイドとしては、賦課限度額が税率ではありませんので、賦課限度額を入れるために『等』を付けさせていただいています。

久世会長

『等』というのは、あくまで補助というか補う部分の『等』だと思うので、あまり際限なく広がってしまうことは。

岡委員

税率の変更だけでなく、国保運営協議会というのは、諮問を受けた中で、税率等について、国保運営の全般について、議論をしながら答申をするという使命があると思っています。国保運営の中で、僕はやはり、今の子どもの均等割も大人と同様にとっているという所は税制の中では非常に歪みの最たるものだと思っています。そういう歪みを是正していくということは、国保運営協議会の使命の一つだと思っていますから、そういう点では、せっかく議論した中で言えば、この税制というのは、やはりおかしいのではないかと。「ある程度、是正」ということを方向づけとして、国保運営協議会が、答申するのは、僕は大事なことだというふうに思っていますので、是非、入れてほしいと思います。

丸山委員

私も実は今回、保険料のどこを上げると、どのくらいの人たちに負担がいくかというような話。こちらの人を優遇すると、他の人にしわ寄せがいくというような。結局、全員が減るとか全員が均等に、ということが難しい世界だということがわかりまして、今、岡委員が言われたように、子どもたちに対するこういった税の減免やそういう是正制度があるか無いかによって、「どこに負担をやるか」ということには、確かに一定の影響は出てくると思うので、自分もこれは、一文を入れてもいいと思います。

久世会長

他にご意見はありませんか。

「入れるべきでない」というご意見と、「入れるべきだ」というご意見が今、並行してある状況です。

入れるにとしては、まだもう少ししっかりと議論したほうがいいのではないかと思いますけれども。あくまで税率改定のところが中心にきていて、そういう問題提起があつて、議論はしているけれども、まだ資料のほうも揃っていない状態ではあるかなという感触ですけれども。みなさん、いかがでしょうか。

では、挙手でご意見を伺ってもいいですか。入れるべきか、入れないほうがいいか。どちらがいいと思いますか。

原委員

すみません。全くわかっていないので、申し訳ないのですが、文面は入れてもいいですが、表現をマイルドにするということでは駄目なのですか。今だと、岡委員が言われた文面で「できるだけ早期に」ということを入れるのかどうかという感じになってしまったので、「検討していく」では駄目なのですか。

久世会長

まず「入れるとすれば、どういう表現か」というのは次の段階にしようかなと思っていたのですが。

岡委員

会長のほうが、まだここでの議論も不十分だという中で、実施を目指すべきだということまでは、確かにみなさんが、そういう認識になっていない状況かなという思いをしていますので、「早期に実施する」ところを外して、今の『均等割の負担軽減で、税の減免に替わる助成制度を検討すること』くらいの表現で。

久世会長

では、岡委員から空気を読んで訂正いただきまして、『今後も幅広く検討する』の『幅広く』を削除する形で、運営協議会もこの点については、今後しっかりと検討していくと。

岡委員

正確に書くと、『18歳以下の子どもの均等割の負担軽減については、税の減免に替わる助成制度を検討する』

久世会長

『替わる』を入れてしまってもいいですか？

岡委員

「出来ない」と言っているから。

- 河合課長 自動的な、一般的にやるような減免が難しいと申し上げて、もちろん手でやりますので、リスクはありますが、どうしてもそういう方式が望ましいということであれば、推してやるべき部分であれば。
- 久世会長 やはり、しっかり検証したほうがいいのではないですか。資料を揃えて。システム改修をした場合に幾らかかるとか、不可能ではないわけですから。無茶苦茶お金をかければできるわけですから。そういう検証をした結果、不可能だという順番を追っていったほうがいい気がします。
- 『18歳以下の子どもの均等割に対する税減免』ではいけませんか。
- 岡委員 『一均等割の負担軽減については、税の減免またはそれに替わる助成制度について検討する』
- 久世会長 皆さん、よろしいでしょうか。  
はい。では、他の部分でご意見がありましたら。ありませんか。
- 出席者 なし。
- 久世会長 では、まとまった答申案で一回、読んだほうがいいですか。
- 答申案（修正のある部分）を朗読—
- 事務局 1番、『今回の税率改定においては、愛知県の試算そのものではなく、愛知県国保特別会計の前年度剰余金をすべて活用した場合を想定した当市納付金額を基準に検討し、加入者の負担ではなく、他の財源から補てんするべきである。』
- 5番、『令和2年度の負担増加率は4%とする。』
- 6番、『子育て支援、保険制度間の格差解消のため、18歳以下の子どもの均等割の負担軽減については、税減免またはそれに替わる助成制度を検討する。』
- 久世会長 1番のところ、『その部分は』というところを省いてしまうと全部4パーセント上げるのも何か「加入者の負担にならない」というふうになってしまう気がする。『その部分は』を入れておいたほうがいいと思います。剰余金の部分の話だと思うので。
- 河合課長 一つご提案ですが、5番が一番核心の『負担増加率は4パーセントとする』というところになったので、後ろのほうにあり過ぎます。ですから今の1番の前提の次ぐらしいの2番に格上げしてもよろしいでしょうか。大事な順に並べたほうが。今回の議論のポイントと、結果はこうなったという順番にしたほうがいいですね。
- 玉置委員 1は例の剰余金の話をして、それ受けて4パーセントというふうに2番で。

- 岡委員 5番を2番に繰り上げて、『負担増加率は4パーセントに抑えるものとする』というふうな、結果として「抑制」したと。もしこれを入れていなかったら5パーセントになっていたものが4パーセントに抑えられたわけだから、ここを強調したほうがいい。
- 久世会長 では、『4パーセントに抑える』という表現にしていきたいと思います。
- 長野委員 6番の『保険制度間の格差解消のため』の『保険制度間の格差』というのは、社会保険は、そういうものが制度にないですね。
- 玉置委員 そうです。格差をなくそうと。
- 久世会長 次年度に引き続き議論をしていこうということです。
- 久世会長 では、以上のように修正し、最終的な調整はほとんど終わっていますが、調整をした上で、市長あてに答申をしていくということによろしいでしょうか。
- 出席者 はい。
- 久世会長 はい、ありがとうございます。  
それでは、市長への答申日時ですが、事務局から提案を。
- 河合課長 すみません。市長の予定が詰まってしまいまして、残念ながら12月25日しか空いておりません。今のところ午前ですと11時。午後ですと1時30分を確保させていただいています。とりあえず会長と会長代行とあと被保険者代表の方、お一人をお願いができればと思っております、長野委員にはOKとさせていただいておりますので、お三方がここで「よろしい」とおっしゃっていただければ、この日を正式にさせていただきます。
- 12月25日の午前11時で。久世会長と玉置代行と長野委員でお願いしてよろしいでございますか。
- 久世会長 はい。よろしく申し上げます。  
では、最後に次回協議会の案内をお願いします。
- 河合課長 はい。先回決定させていただきました通りです。来年の2月5日の水曜日ですが、同じ午後1時30分から。会場が変わって申し訳ありませんが、5階の先回やった委員会室のほうでやらせていただきたいと思います。今、お話がありました通り、答申をやりますので、参加された会長から答申の報告をいただくというところと、事務局からは1月の下旬に本算定の結果が出ますので、そのご報告をさせていただきたいと思っております。それから最初の時に研修視察を皆さんの任期の間に1回、これまではやらせて頂いておりましたが、それについても「落ち着いたら協議をしましょう」というお話だったと思っておりますので、そこは特に資料なしで研修のあり方からざっくばらんにお話いただければいいのかなと思っております。

河合課長

あともし来年の税制改正とかの情報がそれまでにあるようでしたら、またお伝えさせていただきたいと思います。

岡委員

13時30分というのは、先生方、大変な思いで見えている感じなので、大事な議論が終わって、この次は1時間半あれば十分だというふうに思っていますので、14時からのほうが。

久世会長

では、今回は14時でよろしいですか。  
はい。では、本日の会議はこれにて終了させていただきます。  
最後に部長から。

吉野部長

皆さん、ありがとうございます。本当に税率改定で大変な判断をしていただく審議という形になりまして、本当に慎重に審議いただきまして、答申をいただいたということで、会長にもとりまとめをしていただきまして、本当にありがとうございます。今回は5パーセント上げるところを、県が本来返すべきもので返さなかった分を穴埋める形で、税率を上げるという形の答申をいただきました。うちのほうも答申に従って今後進めていきたいと。当然、市長のほうとも、これから話をさせていただきますが、そういう方向でこれから予算も組みたいなと思っています。来年については、今年度の決算がどういう形になるかわかりませんので、その状況を見ながら来年度、まだ皆さんにご協議いただくような形になるかと思っておりますので、また来年度以降、今回も大変だったかも知れませんが、来年もまた大変な話になるかも知れませんが、これに懲りず、また是非、よろしくご協議をお願いしたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

( 閉 会 )

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

---

署名

---

署名

---